

# 「平成 25 年度使用教科用拡大図書複製補償金について」 関係資料

## 目次

平成 25 年諮問第 16 号 . . . . .	1
(平成 25 年度使用教科用拡大図書に著作物を複製する場合の補償金の額)	
平成 25 年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法 . . . . .	4
(別添 1: 「教科用拡大図書の補償金の定め方について」(平成 16 年 1 月 14 日文化審議会著作権分科会決定))	
(別添 2: 「教科用拡大図書の補償金の定め方について(案)」(平成 年 月 日文化審議会著作権分科会決定) ※平成 26 年 3 月 5 日文化審議会著作権分科会決定案)	
(別添 3: 「教科用拡大図書の補償金の定め方について」著作権分科会決定新旧対照表)	
教科用拡大図書複製補償金額比較表 . . . . .	10
教科用拡大図書複製補償金関係規定 . . . . .	13





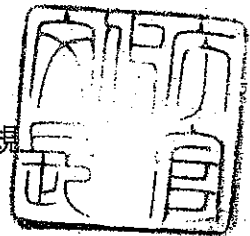
25 庁房第 330 号  
平成 26 年諮問第 16 号

文 化 審 議 会

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき，平成 25 年度使用教科用拡大図書に著作物を複製する場合の補償金の額を次のとおり定めることとしたいので，同法第 71 条の規定により諮問します。

平成 26 年 2 月 14 日

文化庁長官 青 柳 正 規



平成25年度使用教科用拡大図書複製補償金額（案）

I 言語の著作物

教科用図書に掲載された言語の著作物を著作権法第33条の2第2項の教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の種類に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用 (単位：円)

発行部数 種類		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
		第一種	国内	1,890
	国外	1,800	3,800	7,300
第二種	国内	1,260	2,625	5,040
	国外	1,200	2,500	4,800
第三種	国内	735	1,575	3,045
	国外	700	1,500	2,900
第四種	国内	210	420	735
	国外	200	400	700

中学校用 (単位：円)

発行部数 種類		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
		第一種	国内	1,890
	国外	1,800	3,800	7,300
第二種	国内	1,260	2,625	5,040
	国外	1,200	2,500	4,800
第三種	国内	735	1,575	3,045
	国外	700	1,500	2,900
第四種	国内	210	420	735
	国外	200	400	700

高等学校用 (単位：円)

発行部数 種類		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
		第一種	国内	1,890
	国外	1,800	3,500	7,000
第二種	国内	1,260	2,415	4,935
	国外	1,200	2,300	4,700
第三種	国内	735	1,470	2,940
	国外	700	1,400	2,800
第四種	国内	210	315	735
	国外	200	300	700

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 第一種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。
- 第二種とは、詩及び教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第三種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。
- 国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。
- 翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

II 音楽の著作物

教科用図書に掲載された音楽の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

小学校用 (単位：円)

発行部数 種類		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
		補償金の額	国内	315
	国外	300	500	1,000

中学校用 (単位：円)

発行部数 種類		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
		補償金の額	国内	315
	国外	300	500	1,000

高等学校用 (単位：円)

発行部数 種類		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
		補償金の額	国内	315
	国外	300	500	1,000

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

### Ⅲ 美術の著作物・写真の著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用 (単位：円)

発行部数 大きさ		発行部数		
		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
1 ページ 大	国内	315	630	1,155
	国外	300	600	1,100
1/2ページ 大	国内	210	315	630
	国外	200	300	600
1/4ページ 大以内	国内	105	210	315
	国外	100	200	300

中学校用 (単位：円)

発行部数 大きさ		発行部数		
		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
1 ページ 大	国内	315	630	1,155
	国外	300	600	1,100
1/2ページ 大	国内	210	315	630
	国外	200	300	600
1/4ページ 大以内	国内	105	210	315
	国外	100	200	300

高等学校用 (単位：円)

発行部数 大きさ		発行部数		
		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
1 ページ 大	国内	315	630	1,155
	国外	300	600	1,100
1/2ページ 大	国内	210	315	630
	国外	200	300	600
1/4ページ 大以内	国内	105	210	315
	国外	100	200	300

#### 備考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 「1 ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超え、1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「2分の1ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超え、2分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「4分の1ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいう。
- 写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

### Ⅳ その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の2分の1の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

## 平成25年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法

$$\text{拡大教科書補償金} = \text{少部数推定額} / 2$$

$$\text{少部数推定額} = 1\text{万部未満の額} - (2\text{万部未満の額} - 1\text{万部未満の額})$$

### 【言語の著作物】小学校用

発行部数 種類		平成25年度教科書 補償金 (案)	
		1万部未満	1万部以上 2万部未満
第一種	国内	21,315	27,300
	国外	20,300	26,000
第二種	国内	14,175	18,165
	国外	13,500	17,300
第三種	国内	8,505	10,920
	国外	8,100	10,400
第四種	国内	1,995	2,520
	国外	1,900	2,400

-2,300	少部数推定額 (100部相当)	→	5,800	1/2
--------	--------------------	---	-------	-----

平成25年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
7,665	1,575
7,300	1,500
5,040	
4,800	
3,045	
2,900	25部未満
735	735
700	700

### 【音楽の著作物】小学校用

発行部数 種類		平成25年度教科書 補償金 (案)	
		1万部未満	1万部以上 2万部未満
第三種	国内	2,520	3,045
	国外	2,400	2,900

-500	少部数推定額 (100部相当)	→	1,900	1/2
------	--------------------	---	-------	-----

平成25年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
1,050	525
1,000	500
	25部未満
	315
	300

### 【美術・写真の著作物】小学校用

発行部数 種類		平成25年度教科書 補償金 (案)	
		1万部未満	1万部以上 2万部未満
1ページ 大	国内	4,200	6,090
	国外	4,000	5,800
1/2ページ 大	国内	2,100	3,045
	国外	2,000	2,900
1/4ページ 大	国内	1,260	1,785
	国外	1,200	1,700

-1,800	少部数推定額 (100部相当)	→	2,200	1/2
--------	--------------------	---	-------	-----

平成25年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
1,155	630
1,100	600
630	
600	
315	25部未満
300	315
300	300

【国内は消費税相当額を加算】 【単位：円】 【国外の10円の位を四捨五入】

## 平成25年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法

$$\text{拡大教科書補償金} = \text{少部数推定額} / 2$$

### 【言語の著作物】 中学校用

発行部数 種類		平成25年度教科書 補償金 (案)	
		1万部未満	1万部以上 2万部未満
第一種	国内	21,315	27,300
	国外	20,300	26,000
第二種	国内	14,175	18,165
	国外	13,500	17,300
第三種	国内	8,505	10,920
	国外	8,100	10,400
第四種	国内	1,995	2,520
	国外	1,900	2,400

小部数推定額 (100部相当)	→
5,800	1/2

平成25年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
7,665	1,575
7,300	1,500
5,040	
4,800	
3,045	
2,900	25部未満
735	735
700	700

5/2 ← 1/2  
 5/3 ← 1/2  
 基準  
 1/4  
 7/30

### 【音楽の著作物】 中学校用

発行部数 種類		平成25年度教科書 補償金 (案)	
		1万部未満	1万部以上 2万部未満
第三種	国内	2,520	3,045
	国外	2,400	2,900

小部数推定額 (100部相当)	→
1,900	1/2

平成25年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
1,050	525
1,000	500
	25部未満
	315
	300

1/2  
 基準  
 1/4

### 【美術・写真の著作物】 中学校用

発行部数 種類		平成25年度教科書 補償金 (案)	
		1万部未満	1万部以上 2万部未満
1ページ 大	国内	4,200	6,090
	国外	4,000	5,800
1/2ページ 大	国内	2,100	3,045
	国外	2,000	2,900
1/4ページ 大	国内	1,260	1,785
	国外	1,200	1,700

小部数推定額 (100部相当)	→
2,200	1/2

平成25年度拡大教科書補償金	
50部以上	25部以上 50部未満
1,155	300
1,100	600
630	
600	
315	
300	25部未満
	315
	300

基準  
 1/2  
 1/2  
 3/10  
 1/4

【国内は消費税相当額を加算】 【単位：円】 【国外の10円の位を四捨五入】

## 平成25年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法

$$\text{拡大教科書補償金} = \text{少部数推定額} / 2$$

### 【言語の著作物】高等学校用

発行部数 種類		平成25年度教科書 補償金 (案)		小部数推定額 (100部相当)	平成25年度拡大教科書補償金		
		1万部未満	1万部以上 2万部未満		50部以上	25部以上 50部未満	
第一種	国内	20,475	26,250	→ 1/2	7,350	1,470	
	国外	19,500	25,000		7,000	1,400	
第二種	国内	13,650	17,535		4,935	基準	
	国外	13,000	16,700		4,700		
第三種	国内	8,190	10,500		2,940		735
	国外	7,800	10,000		2,800		700
第四種	国内	1,890	2,415	-2,200	735	735	
	国外	1,800	2,300	5,600	700	700	

### 【音楽の著作物】高等学校用

発行部数 種類		平成25年度教科書 補償金 (案)		小部数推定額 (100部相当)	平成25年度拡大教科書補償金	
		1万部未満	1万部以上 2万部未満		50部以上	25部以上 50部未満
第三種	国内	2,520	3,045	→ 1/2	1,050	525
	国外	2,400	2,900		1,000	500

### 【美術・写真の著作物】高等学校用

発行部数 種類		平成25年度教科書 補償金 (案)		小部数推定額 (100部相当)	平成25年度拡大教科書補償金		
		1万部未満	1万部以上 2万部未満		50部以上	25部以上 50部未満	
1ページ 大	国内	3,885	5,565	→ 1/2	1,155	630	
	国外	3,700	5,300		1,100	600	
1/2ページ 大	国内	1,995	2,835		630	基準	
	国外	1,900	2,700		600		
1/4ページ 大	国内	1,155	1,680		315		315
	国外	1,100	1,600		300		300

【国内は消費税相当額を加算】 【単位：円】 【国外の10円の位を四捨五入】



## 教科用拡大図書の補償金の定め方について

平成 16 年 1 月 14 日

文化審議会著作権分科会決定

平成 15 年 6 月 12 日に成立した改正著作権法において、教科用拡大図書（以下、「拡大教科書」という。）の作成を権利者に許諾を得ることなく行うことができることとされ、営利を目的として拡大教科書を作成する場合には、文化庁長官が毎年定める補償金を著作権者に支払うことが義務付けられた。（平成 16 年 1 月 1 日施行）

このため、拡大教科書の補償金を定める必要があり、この補償金の定め方に関する考え方を示す。

### 1. 基本的な考え方について

(1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。

(2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

(3) 著作権法第 33 条第 2 項の教科書補償金の算出方法に準拠して定める。

- ① 現行の教科書補償金は、権利者への最低補償として発行部数を 1 万部未満の額と定めており、これを基準にして発行部数毎に一定割合の額を加算した段階的な体系としている。
- ② 「言語の著作物」は「第 3 種」の額、「美術・写真の著作物」は「1 ページ大」の額を基準とし、一定の割合を乗じて他の「種類」、「大きさ」について算出している。

### 2. 補償金の額の算出方法について

(1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。

- ① 拡大教科書は、通常の教科書と比べると発行部数が 100 部程度と少ないことから、現行の教科書補償金を基に少部数（100 部程度）発行した場合の額を推定することとする。
- ② 拡大教科書の利用実態をかんがみ、発行部数による区分は設けないこととする。

(2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

公共交通機関等では、障害者福祉法に基づき身体にハンディを負った者に対し割引制度を実施しており、拡大教科書の作成にあたって利用される著作物の補償金においても、弱視の児童・生徒のために作成される教科書といった、福祉を目的とした性質を十分に考慮すると、上述の 100 部相当の額の 2 分の 1 の額とすることが適当である。

#### 【福祉割引の参考例】

5 割	鉄道、バス、船舶の運賃等、高速道路の通行料、公共施設入場料、他
3 割 7 分	航空機運賃
1 割	タクシー運賃

## 教科用拡大図書の補償金の定め方について（案）

平成 年 月 日  
文化審議会著作権分科会決定

平成15年6月12日に成立した改正著作権法において、教科用拡大図書（以下、「拡大教科書」という。）の作成を権利者に許諾を得ることなく行うことができることとされ、営利を目的として拡大教科書を作成する場合には、文化庁長官が毎年定める補償金を著作権者に支払うことが義務付けられた。（平成16年1月1日施行）

このため、拡大教科書の補償金を定める必要があり、この補償金の定め方に関する考え方を示す。

## 1. 基本的な考え方について

- (1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。
- (2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。
- (3) 著作権法第33条第2項の教科書補償金の算出方法に準拠して定める。

- ① 現行の教科書補償金は、権利者への最低補償として発行部数を1万部未満の額と定めており、これを基準にして発行部数毎に一定割合の額を加算した段階的な体系としている。
- ② 「言語の著作物」は「第3種」の額、「美術・写真の著作物」は「1ページ大」の額を基準とし、一定の割合を乗じて他の「種類」、「大きさ」について算出している。

## 2. 補償金の額の算出方法について

- (1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。

- ① 拡大教科書は、通常の教科書と比べると発行部数が極めて少ないことから、現行の教科書補償金を基に少部数（100部程度）発行した場合の額を推定することとする。
- ② 拡大教科書の利用実態にかんがみ、発行部数による区分を設けることとする。

- (2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

公共交通機関等では、障害者福祉法に基づき身体にハンディを負った者に対し割引制度を実施しており、拡大教科書の作成にあたって利用される著作物の補償金においても、弱視の児童・生徒のために作成される教科書といった、福祉を目的とした性質を十分に考慮すると、上述の100部相当の額の2分の1の額とすることが適当である。

## 【福祉割引の参考例】

5割	鉄道、バス、船舶の運賃等、高速道路の通行料、公共施設入場料、他
3割7分	航空機運賃
1割	タクシー運賃

## 3. その他

この補償金の定め方については、平成25年度使用教科用拡大図書複製補償金から適用する。

(別添3)

「教科用拡大図書の補償金の定め方について」著作権分科会決定  
新旧対照表

新（平成26年3月5日著作権分科会決定案）	旧（平成16年1月14日著作権分科会決定）
<p>2. 補償金の額の算出方法について</p> <p>(1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。</p> <p>① 拡大教科書は、通常の教科書と比べると発行部数が<u>極めて少ない</u>ことから、現行の教科書補償金を基に少部数（100部程度）発行した場合の額を推定することとする。</p> <p>② 拡大教科書の利用実態に<u>かんがみ</u>、発行部数による区分を<u>設ける</u>こととする。</p> <p>3. <u>その他</u></p> <p><u>この補償金の定め方については、平成25年度使用教科用拡大図書複製補償金から適用する。</u></p>	<p>2. 補償金の額の算出方法について</p> <p>(1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。</p> <p>① 拡大教科書は、通常の教科書と比べると発行部数が <u>100部程度と少ない</u>ことから、現行の教科書補償金を基に少部数（100部程度）発行した場合の額を推定することとする。</p> <p>② 拡大教科書の利用実態を<u>かんがみ</u>、発行部数による区分は<u>設けない</u>こととする。</p> <p>新設</p>

## 教科用拡大図書複製補償金額比較表

### I 言語の著作物

小学校用

種類		平成25年度			平成24年度 (100部程度)
		発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	
第一種	国内		1,890	3,990	7,665
	国外		1,800	3,800	7,300
第二種	国内		1,260	2,625	5,040
	国外		1,200	2,500	4,800
第三種	国内		735	1,575	3,045
	国外		700	1,500	2,900
第四種	国内		210	420	735
	国外		200	400	700

(単位：円)

中学校用

種類		平成25年度			平成24年度 (100部程度)
		発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	
第一種	国内		1,890	3,990	7,665
	国外		1,800	3,800	7,300
第二種	国内		1,260	2,625	5,040
	国外		1,200	2,500	4,800
第三種	国内		735	1,575	3,045
	国外		700	1,500	2,900
第四種	国内		210	420	735
	国外		200	400	700

(単位：円)

高等学校用

種類		平成25年度			平成24年度 (100部程度)
		発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	
第一種	国内		1,890	3,675	7,350
	国外		1,800	3,500	7,000
第二種	国内		1,260	2,415	4,935
	国外		1,200	2,300	4,700
第三種	国内		735	1,470	2,940
	国外		700	1,400	2,800
第四種	国内		210	315	735
	国外		200	300	700

(単位：円)

II 音楽の著作物

小学校用

種類		平成25年度			平成24年度
		発行部数 25部未満	25部以上 50部未満	50部以上	(100部程度)
補償金 の額	国内	315	525	1,050	1,050
	国外	300	500	1,000	1,000

(単位：円)

中学校用

種類		平成25年度			平成24年度
		発行部数 25部未満	25部以上 50部未満	50部以上	(100部程度)
補償金 の額	国内	315	525	1,050	1,050
	国外	300	500	1,000	1,000

(単位：円)

高等学校用

種類		平成25年度			平成24年度
		発行部数 25部未満	25部以上 50部未満	50部以上	(100部程度)
補償金 の額	国内	315	525	1,050	1,050
	国外	300	500	1,000	1,000

(単位：円)

Ⅲ 美術・写真の著作物

(単位：円)

小学校用		平成25年度			平成24年度	
		発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	50部以上	(100部程度)
大きさ	1 ページ 大	国内	315	630	1,155	1,155
		国外	300	600	1,100	1,100
1/2ページ 大	国内	210	315	630	630	
	国外	200	300	600	600	
1/4ページ 大以内	国内	105	210	315	315	
	国外	100	200	300	300	

(単位：円)

中学校用		平成25年度			平成24年度	
		発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	50部以上	(100部程度)
大きさ	1 ページ 大	国内	315	630	1,155	1,155
		国外	300	600	1,100	1,100
1/2ページ 大	国内	210	315	630	630	
	国外	200	300	600	600	
1/4ページ 大以内	国内	105	210	315	315	
	国外	100	200	300	300	

(単位：円)

高等学校用		平成25年度			平成24年度	
		発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	50部以上	(100部程度)
大きさ	1 ページ 大	国内	315	630	1,155	1,155
		国外	300	600	1,100	1,100
1/2ページ 大	国内	210	315	630	630	
	国外	200	300	600	600	
1/4ページ 大以内	国内	105	210	315	315	
	国外	100	200	300	300	

## 教科用拡大図書複製補償金関係規定

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第四項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。